

平成 25 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・**拡充**・延長）

（ 内閣府 ）

制 度 名	公益社団・財団法人への寄附金に係る税額控除制度の対象拡大		
税 目	所得税		
要 望 の 内 容	個人からの公益社団・財団法人への寄附について、いわゆるPST（パブリックサポートテスト）を満たす法人に対する寄附のみが税額控除の対象となっている現行制度を改め、すべての公益社団・財団法人に対する個人からの寄附金を所得控除と税額控除の選択適用の対象とする。		
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	▲270 百万円 （ — 百万円）	

新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公益法人制度改革の趣旨である「民による公益の増進」を実現する。</li> <li>・国民、市民が支える「新しい公共」を実現する。</li> </ul> <p>(2) 施策の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 20 年 12 月から施行された新公益法人制度は、民間非営利部門の健全な発展を促進し、「民による公益の増進」に寄与することをその目的としている。公益社団・財団法人による公益活動の重要な原資の一つに市民から寄せられる寄附金がある。今後、公益社団・財団法人による公益活動を一層促進するためには、日本における寄附文化を醸成し、市民にとって寄附を行いやすい制度の設計が求められる。</li> <li>・平成 24 年度税制改正大綱においては、市民公益税制について、「認定 N P O 法人以外の法人への寄附に係る税額控除については、草の根の寄附を必要とする「新しい公共」の担い手として、市民との関わり合いが強く、かつ、運営の透明性が確保されている法人を対象としています。どの程度の数の法人が税額控除の対象となっているかの実績や、要件を満たすことができない法人の状況等を検証し、各法人の規模や特性を踏まえた要件等の見直しについて検討を行います。」とされているところ。</li> <li>・現状、公益社団・財団法人が税額控除の適用を受けるためには、「市民から支援を受けていること」の指標とされる P S T 要件を満たす必要がある。これまでに税額控除の対象となった約 400 の公益社団・財団法人は、関係企業等の寄附に支えられた事業規模の大きい法人が多く、税額控除の導入によって寄附を受ける環境を整え、活発に公益活動を実施している。</li> <li>・一方で、小規模な法人や地域密着型の法人、設立間もない法人等については、当該要件を満たすことができず、税額控除の対象となっていない傾向にある。これらの法人は、税額控除の対象となっている法人と同様に、特に東日本大震災以降において復興支援活動をはじめとする公益活動を活発に実施しており、さらに、そうした活動を市民が寄附により支援する動きも活発化している。こうした動きを定着させ、「民による公益の増進」をさらに促進するためには、税制面でもこうした動きを支援する必要があることから、すべての公益社団・財団法人を税額控除の対象とするべきである。これらの法人についても、現時点で寄附が集められていなくても今後の活動原資として「草の根の寄附」を集めることが見込まれている法人であり、税額控除の対象となることによる寄附促進及び公益活動活発化の効果は大きい。</li> <li>・また、すべての公益社団・財団法人は、第三者委員会において、事業の公益性、組織の透明性、ガバナンス等について厳格に審査を受けているため、P S T 要件を撤廃しても税の優遇措置を講ずる対象として法人の適格性に問題はない。</li> <li>・以上の理由により、本税制改正要望を行うものである。</li> </ul>	
	<p>今回 の 要 望</p>	<p>合理性</p>

		本再生戦略)
	租税特別措置の適用又は延長期間	
	同上の期間中の達成目標	
	政策目標の達成状況	<p>現行制度では、税額控除の対象となるのに PST 要件が課されていることで、税額控除の対象となる法人と同様の公益活動を行う法人であっても、小規模・地域密着型の法人は税額控除の対象となりにくい傾向があり、個人から寄附を集める際に同様の税制的な支援を受けられていない。</p> <p>東日本大震災以降、公益社団・財団法人が復興支援活動をはじめとする公益活動を活発に実施しており、すべての公益社団・財団法人を税額控除の対象とすることで、法人の活動を支える個人の寄附者、寄附金総額の増加が見込まれる。</p>
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>現時点（平成 24 年 7 月）において、公益社団・財団法人数は約 5,400 法人となっている。内閣府のアンケートの結果によると、PST 要件を満たす法人は全体の約 3 割にとどまっているが、すべての公益社団・財団法人を所得控除と税額控除の選択適用の対象にすることにより、個人の寄附者数及び寄附金総額が増加し、公益社団・財団法人の財政基盤が強化されることで公益活動が活発化する。</p>
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p>公益社団・財団法人への寄附者数、寄附金総額及び税額控除の適用を受けた公益社団・財団法人への寄附者数、寄附金額の増加が見込まれる。</p> <p>具体的には、寄附金の税額控除という小口の寄附に経済的効用の高まる制度を導入することで、①これまでの寄附金額に一定金額を上乗せして寄附を行う者②これまで寄附を行ったことのない者が新たに寄附を行う者が増えることで、それらの寄附を原資とする公益活動が増加することで、民が担う公共サービスの範囲が拡大することとなる。</p>
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<p>1. 公益社団・財団法人への寄附者に対する法人税・所得税・相続税の特例措置</p> <p>2. 公益社団・財団法人自身に対する法人税の特例措置</p>
	予算上の措置等の要求内容及び金額	
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	

		要望の措置の妥当性	民間団体からの補助金等や国からの直接の支出によって公益社団・財団法人の活動を支援するのではなく、租税特別措置を整備し、民間からの寄附金によって公益活動の財政基盤拡大を支援することが「民による公益の増進」という制度趣旨に沿うものである。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	現時点（平成24年7月末）において、約5,400の公益社団・財団法人が誕生しており、当該法人に対する個人からの寄附金は特定公益増進法人への寄附として、所得控除の対象となっている。そのうち、これまでに約400法人に対して税額控除の証明書を発行しており、所得控除と税額控除の選択適用の対象となっている。
		租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	平成24年7月末時点で、全国で約400法人に税額控除の証明書を発行しており、これらの法人への寄附者数、寄附金総額の増加が見込まれる。
		前回要望時の達成目標	「新しい公共」の担い手である公益社団・財団法人の財政基盤の強化を図ることで、その公益活動の活発化を図る。
		前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	東日本大震災以降、復興活動をはじめとする公益社団・財団法人による公益活動が活発化しており、「民による公益の増進」という制度趣旨は確実に達成されつつあり、今後も公益社団・財団法人による公益活動を推進していく必要がある。一方で、現行制度では、税額控除の対象となるのにPST要件が課されていることで、税額控除の対象となる法人と同様の公益活動を行う法人であっても、小規模・地域密着型の法人は税額控除の対象となりにくい傾向があり、個人から寄附を集める際に同様の税制的な支援を受けられない。
		これまでの要望経緯	平成23年度の税制改正要望において、公益認定を受けたすべての公益社団・財団法人等への寄附を所得控除と税額控除の選択適用とする要望を行った。平成23年度税制改正により、一定の要件（PST要件）を満たした公益社団・財団法人のみが税額控除の適用となった。平成23年度税制改正大綱においては、「公益社団法人、公益財団法人、学校法人、社会福祉法人及び更生保護法人についても、草の根の寄附を必要とする「新しい公共」の担い手として、市民との関わり合いが強く、かつ、運営の透明性が確保されている法人を税額控除の対象とします。」等とされた。 平成24年度の税制改正要望において、税額控除適用の要件とされるPST要件を撤廃し、すべての公益社団・財団法人を税額控除の適用とする要望を行った。平成24年度税制改正においては、「どのような法人が対象に馴染むのか、他の寄附税制との整合性を踏まえ、税額控除の導入の効果検証を行った上で、対象法人の見直しを検討します。」等とされた。